

第47号（令和2年9月25日発行）	発行日 5日、15日、25日
<h1>横浜市報</h1>	発行所
	横浜市役所
	横浜市中区本町6丁目50番地の10

目 次

頁

**[規則]**

- △ 横浜市建築基準法施行細則の一部を改正する規則【建築局建築企画課】 3

**[告示]**

- △ 公印の改刻及び廃止【総務局行政・情報マネジメント課】 6
- △ 令和2年度横浜市一般会計補正予算（第3号）ほか4件の要領公表【財政局財政課】 7
- △ 令和元年度決算に基づく健全化判断比率の公表【財政局財政課】 8
- △ 令和元年度決算に基づく資金不足比率の公表【財政局財政課】 9
- △ 横浜市市税条例に基づく控除対象寄附金の指定【財政局税制課】 10
- △ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定【健康福祉局こころの健康相談センター】 11
- △ 公共下水道の供用開始【環境創造局管路保全課】 12
- △ 終末処理場による下水の処理開始【環境創造局管路保全課】 13
- △ 公共下水道の排水施設の方式の変更【環境創造局管路保全課】 14
- △ 横浜市港湾施設条例第2条第2項の規定に基づく港湾施設の告示の一部改正【港湾局管財第一課】 15
- △ 横浜市港湾施設条例施行規則第17条第1項第3号及び横浜市入港料条例施行規則第6条第1項第3号の規定に基づく使用料等の減免事由及び減免額の告示の一部改正【港湾局管財第一課】 16

**[公告]**

- △ 特定非営利活動促進法に基づく特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請【市民局市民協働推進課】 17
- △ 大規模小売店舗の変更の届出【経済局商業振興課】 19
- △ 同 【経済局商業振興課】 21
- △ 同 【経済局商業振興課】 22
- △ 横浜市生活環境の保全等に関する条例に基づく条例形質変更時要届出区域の指定の一部解除【環境創造局水・土壌環境課】 24
- △ 公園の一時利用停止【環境創造局公園緑地管理課】 25
- △ 排水設備指定工事店の変更【環境創造局管路保全課】 26
- △ 横浜国際港都建設計画区域区分等の市素案の公聴会の開催【建築局都市計画課】 27
- △ 横浜国際港都建設計画生産緑地地区の変更案の縦覧【建築局都市計画課】 28
- △ 開発行為に関する工事の完了【建築局調整区域課】 29
- △ 同 【建築局調整区域課】 30
- △ 建築基準法に基づく指定道路の一部廃止【建築局建築指導課】 31
- △ 同 【建築局建築指導課】 32
- △ 同 【建築局建築指導課】 33
- △ 総合的設計による同一敷地内建築物の認定に係る一団地内における同一敷地内建築物以外の建築物の認定【建築局市街地建築課】 34

**[区告示]**

- △ 認可地縁団体の告示事項の変更【金沢区地域振興課】 35

△ 同	【金沢区地域振興課】	36
△ 同	【戸塚区地域振興課】	37
△ 同	【栄区地域振興課】	38
【その他】		
△	地方公務員災害補償基金横浜市支部業務規程の一部改正【総務局職員健康課】	39
	【正誤】	40

規則

横浜市建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年9月25日

横浜市長 林 文子

横浜市規則第68号

横浜市建築基準法施行細則の一部を改正する規則

横浜市建築基準法施行細則（昭和38年2月横浜市規則第13号）の一部を次のように改正する。

第20条の2第2号ウ及び第3号中「第1第1項第2号ロ(2)」を「第1第1項第3号ロ(2)」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（警報設備を設けることその他これに準ずる措置の基準）

第20条の3 条例第16条第2項ただし書の規則で定める基準は、警報設備を設けることその他これに準ずる措置の基準を定める件（令和2年国土交通省告示第250号）に定める基準（同告示第1第4号及び第5号を除く。）とする。この場合において、同告示第1中「建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第27条第1項各号、第2項各号又は第3項各号のいずれかに該当する建築物の部分」とあるのは「条例第16条第2項本文に規定するその他の部分」と、「特定用途部分に接する部分」とあるのは「同項本文に規定するその部分（以下「特定用途部分に接する部分」という。）」とする。

別表第1(14)の項中「第1第1項第2号ロ(2)」を「第1第1項第3号ロ(2)」に、

「

条例第16条第2項（条例第23条の4第2項及び条例第49条第2項において準用する場合を含む。）の規定が適用される建築物	各階平面図	防火設備の位置及び種別
		防火区画の位置及び面積
		政令第112条第18項本文に規定する区画に用いる壁の構造
		風道の配置
		政令第112条第20項に規定する準耐火構造の防火区画を貫通する風道に設ける防火設備の位置及び種別
	給水管、配電管その他の管と政令第112条第20項に規定する準耐火構造の防火区画とのすき間を埋める材料の種別	
	2面以上の断面図	政令第112条第20項に規定する準耐

		火構造の防火区画を貫通する風道に設ける防火設備の位置及び種別
		給水管、配電管その他の管と政令第112条第20項に規定する準耐火構造の防火区画とのすき間を埋める材料の種別
	耐火構造等の構造詳細図	防火設備の構造、材料の種別及び寸法

を「

<p>条例第16条第2項（条例第23条の4第2項及び条例第49条第2項において準用する場合を含む。）の規定が適用される建築物</p>	各階平面図	防火設備の位置及び種別
		防火区画の位置及び面積
		政令第112条第18項本文に規定する区画に用いる壁の構造
		風道の配置
	2面以上の断面図	政令第112条第20項に規定する準耐火構造の防火区画を貫通する風道に設ける防火設備の位置及び種別
		給水管、配電管その他の管と政令第112条第20項に規定する準耐火構造の防火区画との隙間を埋める材料の種別
	耐火構造等の構造詳細図	防火設備の構造、材料の種別及び寸法
<p>条例第16条第2項ただし書（条例第23条の4第2項及び条例第49条第2項において準用する場合を含む。以</p>	<p>条例第16条第2項ただし書の規定に適合することの確認に必要な図書</p>	<p>条例第16条第2項ただし書に規定する場合に該当することを確認するために必要な事項</p>

	下同じ。)の 規定が適用さ れる建築物		
--	---------------------------	--	--

」

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

横 浜 市 告 示 第 665 号

公 印 の 改 刻 及 び 廃 止

次 の と お り 公 印 を 改 刻 し 、 及 び 廃 止 す る 。

令 和 2 年 9 月 25 日

横 浜 市 長 林 文 子

1 改 刻

公 印 の 名 称	使 用 開 始 年 月 日	印 影
横 浜 市 長 印 (中 区 住 民 基 本 台 帳 事 務 専 用)	令 和 2 年 9 月 25 日	 (縦 4 ミリメートル、横 7 ミリ メートル)
横 浜 市 区 長 印 (中 区 住 民 基 本 台 帳 事 務 及 び 中 長 期 在 留 者 住 居 地 届 出 等 事 務 専 用)	令 和 2 年 9 月 25 日	 (縦 4 ミリメートル、横 7 ミリ メートル)

2 廃 止

公 印 の 名 称	廃 止 年 月 日	印 影
横 浜 市 長 印 (中 区 住 民 基 本 台 帳 事 務 専 用)	令 和 2 年 9 月 25 日	 (縦 4 ミリメートル、横 7 ミリ メートル)
横 浜 市 区 長 印 (中 区 住 民 基 本 台 帳 事 務 及 び 中 長 期 在 留 者 住 居 地 届 出 等 事 務 専 用)	令 和 2 年 9 月 25 日	 (縦 4 ミリメートル、横 7 ミリ メートル)

横 浜 市 告 示 第 666 号

令 和 2 年 度 横 浜 市 一 般 会 計 補 正 予 算 ( 第 3 号 ) ほ か 4 件  
の 要 領 公 表

令 和 2 年 9 月 16 日 の 市 議 会 に お い て 議 決 を 得 た 令 和 2 年 度 横 浜 市  
一 般 会 計 補 正 予 算 ( 第 3 号 ) ほ か 4 件 の 要 領 を 、 別 冊 の と お り 公 表  
す る 。

令 和 2 年 9 月 25 日

横 浜 市 長 林 文 子

横浜市告示第 667 号

令和元年度決算に基づく健全化判断比率の公表

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定により、令和元年度決算に基づく健全化判断比率を、次のとおり公表する。

令和2年9月25日

横浜市長 林 文子

（単位：パーセント）

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
－	－	10.2	140.4
( 11.25 )	( 16.25 )	( 25.0 )	( 400.0 )
( 20.00 )	( 30.00 )	( 35.0 )	

備考

- 1 実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合は「－」と表記する。
- 2 括弧上段の数値は早期健全化基準、下段の数値は財政再生基準である。



## 横浜市告示第 668 号

令和元年度決算に基づく資金不足比率の公表

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により、令和元年度決算に基づく資金不足比率を、次のとおり公表する。

令和2年9月25日

横浜市長 林 文 子

（単位：パーセント）

会計の名称	資金不足比率
港湾整備事業費会計	—
中央卸売市場費会計	—
中央と畜場費会計	—
風力発電事業費会計	—
下水道事業会計	—
埋立事業会計	—
水道事業会計	—
工業用水道事業会計	—
自動車事業会計	—
高速鉄道事業会計	—
病院事業会計	—

## 備考

- 1 資金不足額がない場合は「—」と表記する。
- 2 経営健全化基準は20.0パーセントである。

横浜市告示第 669 号

横浜市市税条例に基づく控除対象寄附金の指定

横浜市市税条例（昭和25年8月横浜市条例第34号）第29条の4の3第1項に規定する控除対象寄附金として、次のとおり指定した。

令和2年9月25日

横浜市長 林 文子

次の法人の主たる目的である業務に関連する寄附金（横浜市の区域外に施設を建設するための費用等に充てることを目的とするものを除く。）

指定年月日	法人又は団体の名称	主たる事務所又は事業所の所在地	寄附金税額控除の対象となる日又は期間
令和2年9月8日	特定非営利活動法人横浜日独協会	栄区小菅ケ谷一丁目2番1号	令和2年7月1日から令和7年6月30日まで

横浜市告示第 670 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項に規定する指定自立支援医療機関（精神通院医療）として次のとおり指定した。

令和2年9月25日

横浜市長 林 文 子

指定年月日	医療機関名	所在地	担当する医療の種類
令和2年9月1日	のむら薬局	神奈川区片倉一丁目9番3号	薬局
同	ハックドラッグ横浜 星川薬局	保土ヶ谷区川辺町2番地の1	同
同	訪問看護ステーションめぐみ	鶴見区寺谷二丁目15番18号	訪問看護
同	アール・クラ横浜	港南区野庭町610番地	同
同	ここから訪問看護リハビリケア弘明寺	南区大岡二丁目1番21号	同

横浜市告示第 671 号

公共下水道の供用開始

次のとおり公共下水道の供用を開始する。

その関係図面は、下水を公共下水道に流入させなければならない区域を所管する土木事務所において、告示の日から一般の縦覧に供する。

令和2年9月25日

横浜市長 林 文子

排水施設の様式	下水を公共下水道に流入させなければならない区域	供用開始年月日
合流式	神奈川区片倉一丁目、片倉二丁目、神大寺二丁目、神大寺三丁目、三枚町、西神奈川一丁目、西寺尾一丁目、二ツ谷町及び三ツ沢上町の各一部 港北区大豆戸町の一部 都筑区池辺町の一部	令和2年9月25日
分流式	神奈川区片倉二丁目、三枚町、菅田町及び羽沢町の各一部 港南区笹下四丁目、芹が谷五丁目及び日野中央二丁目の各一部 旭区今川町及び上白根町の各一部 港北区篠原町の一部 緑区長津田町及び東本郷六丁目の各一部 都筑区大熊町及び川和町の各一部 泉区和泉中央北五丁目、和泉町及び下飯田町の各一部	

横浜市告示第 672 号

終末処理場による下水の処理開始

次のとおり終末処理場による下水の処理を開始する。

その関係図面は、終末処理場による下水の処理を開始する区域を所管する土木事務所において、告示の日から一般の縦覧に供する。

令和2年9月25日

横浜市長 林 文子

終末処理場の名称	終末処理場の位置	終末処理場による下水の処理を開始する区域	処理開始年月日
横浜市環境創造局神奈川水再生センター	神奈川県千代田区千代田1丁目1番地	神奈川県片倉一丁目、片倉二丁目、神奈川三丁目、西神奈川一丁目、西寺尾一丁目、三ツ沢上町の各一部	令和2年9月25日
横浜市環境創造局金沢水再生センター	金沢区幸浦一丁目17番地	港南区笹下四丁目及び日野中央二丁目の各一部	
横浜市環境創造局港北水再生センター	港北区大倉山七丁目40番1号	神奈川県片倉二丁目、三枚町、菅田町及び羽沢町の各一部 港北区篠原町及び大豆戸町の各一部 緑区東本郷六丁目の一部 都筑区池辺町及び大熊町の各一部	
横浜市環境創造局都筑水再生センター	都筑区佐江戸町25番地	旭区今川町及び上白根町の各一部 都筑区川和町の一部	
横浜市環境創造局西部水再生センター	戸塚区東俣野町231番地	泉区和泉中央北五丁目、和泉町及び下飯田町の各一部	
横浜市環境創造局栄第二水再生センター	栄区長沼町82番地	港南区芹が谷五丁目の一部	
町田市成瀬クリーンセンター	東京都町田市新成瀬8丁目1番地の1	緑区長津田町の一部	

## 横 浜 市 告 示 第 673 号

公 共 下 水 道 の 排 水 施 設 の 方 式 の 変 更

港 北 区 富 士 塚 一 丁 目 の 一 部 に お け る 公 共 下 水 道 の 排 水 施 設 の 方 式  
を、合流式から分流式に変更する。

その関係図面は、下水を公共下水道に流入させなければならない  
区域を所管する土木事務所において、告示の日から一般の縦覧に供  
する。

令 和 2 年 9 月 25 日

横 浜 市 長 林 文 子

横浜市告示第 674 号

横浜市港湾施設条例第 2 条第 2 項の規定に基づく港湾施設の告示の一部改正

横浜市港湾施設条例第 2 条第 2 項の規定に基づく港湾施設の告示（平成 31 年 2 月横浜市告示第 102 号）の一部を次のように改正する。

令和 2 年 9 月 25 日

横浜市長 林 文子

第 11 項の表中

「

鶴見地区 I	鶴見区大黒町ほか	2,130
--------	----------	-------

」

を

「

鶴見地区 I	鶴見区扇島ほか	2,130
--------	---------	-------

」

に、

「

本牧ふ頭 II	同	1,333,732
---------	---	-----------

」

を

「

本牧ふ頭 II	同	1,335,273
---------	---	-----------

」

に改める。

## 横 浜 市 告 示 第 675 号

横 浜 市 港 湾 施 設 条 例 施 行 規 則 第 17 条 第 1 項 第 3 号 及 び 横  
浜 市 入 港 料 条 例 施 行 規 則 第 6 条 第 1 項 第 3 号 の 規 定 に 基  
づ く 使 用 料 等 の 減 免 事 由 及 び 減 免 額 の 告 示 の 一 部 改 正

横 浜 市 港 湾 施 設 条 例 施 行 規 則 第 17 条 第 1 項 第 3 号 及 び 横 浜 市 入 港  
料 条 例 施 行 規 則 第 6 条 第 1 項 第 3 号 の 規 定 に 基 づ く 使 用 料 等 の 減 免  
事 由 及 び 減 免 額 の 告 示 ( 平 成 31 年 2 月 横 浜 市 告 示 第 106 号 ) の 一 部  
を 次 の よ う に 改 正 す る 。

令 和 2 年 9 月 25 日

横 浜 市 長 林 文 子

第 2 項 の 備 考 を 次 の よ う に 改 め る 。

- ※ 1 上 記 (1) 及 び (2) の 表 中 に 掲 げ る 複 数 の 減 免 事 由 に 該 当 す る 場  
合 は、入 港 料、岸 壁 使 用 料 及 び 自 走 式 渡 船 橋 使 用 料 の 欄 そ れ  
ぞ れ に つ き、申 請 者 が 申 請 の 際 に 選 択 し た 一 の 事 由 を 適 用 す  
る も の と す る 。
- ※ 2 本 市 が 求 め る 感 染 症 対 策 等 の 実 施 が 確 認 で き な い 場 合 は、  
上 記 (1) 及 び (2) の 表 中 に 掲 げ る 減 免 の 適 用 を 除 外 す る 。



公 告

横 浜 市 公 告 第 526 号

特 定 非 営 利 活 動 促 進 法 に 基 づ く 特 定 非 営 利 活 動 法 人 の 定 款 の 変 更 の 認 証 の 申 請

特 定 非 営 利 活 動 促 進 法 ( 平 成 10 年 法 律 第 7 号 ) 第 25 条 第 4 項 の 規 定 に よ り 、 次 の 特 定 非 営 利 活 動 法 人 か ら 定 款 の 変 更 の 認 証 の 申 請 が あ っ た 。

令 和 2 年 9 月 25 日

横 浜 市 長 林 文 子

申 請 年 月 日	特 定 非 営 利 活 動 法 人 の 名 称	代 表 者 の 氏 名	主 たる 事 務 所 の 所 在 地	定 款 に 記 載 さ れ た 目 的
令 和 2 年 9 月 7 日	N P O 法 人 に じ い ろ ハ ウ ス	栗 林 今 日 子	港 南 区 港 南 台 九 丁 目 28 番 18 - 103 号	こ の 法 人 は 、 児 童 及 び そ の 保 護 者 に 対 し て 、 仕 事 と 子 育 て の 両 立 支 援 及 び 地 域 交 流 事 業 を 行 い 、 児 童 の 健 全 育 成 と ま ち づ く り の 推 進 に 寄 与 す る こ と を 目 的 と す る 。
令 和 2 年 9 月 8 日	特 定 非 営 利 活 動 法 人 一 の 会	梅 林 圭 子	神 奈 川 区 白 楽 129 番 地	こ の 法 人 は 、 心 の 病 気 ・ 精 神 障 が い 等 様 々 な 障 が い を 持 つ 方 に 対 し て 、 ひ と り の 人 間 と し て 自 己 肯 定 感 、 人 間 と し て の 誇 り を 持 ち 、 尊 厳 を も っ て 地 域 の 中 で 暮 ら し て い け る よ

			う、地域の 人々と協力 して、文化・ 情報・交流 及び働く場 に関する事 業を行い、も つて、地域の 精神保健福 祉の向上に 寄与すること を目的とする。
--	--	--	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------

横浜市公告第 527 号

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき、その届出及び添付書類をこの公告の日から4か月間一般の縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4か月以内に、横浜市長に対し、意見書を提出することができる。

令和2年9月25日

横浜市長 林 文子

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

杉田駅東口再開発ビル  
磯子区杉田一丁目 100 番

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

プララ都市開発株式会社  
代表取締役 矢代 登  
磯子区杉田一丁目17番1号  
ほか67者

(3) 変更した事項

変更した事項	変更前	変更後
大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	プララ都市開発株式会社 代表取締役 吉野 忠 磯子区杉田一丁目17番1号 ほか67者	プララ都市開発株式会社 代表取締役 矢代 登 磯子区杉田一丁目17番1号 ほか67者
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	株式会社東急ストア 代表取締役 高橋 一郎 東京都目黒区上目黒1丁目21番12号 ほか22者	株式会社東急ストア 代表取締役 須田 清 東京都目黒区上目黒1丁目21番12号 ほか18者

(4) 変更の年月日

平成30年9月7日ほか

(5) 変更した理由

設置者の代表者変更のため ほか

2 届出年月日

令和2年8月21日

3 縦覧場所

中区本町6丁目50番地の10

横浜市経済局市民経済労働部商業振興課

横浜市公告第 528 号

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき、その届出及び添付書類をこの公告の日から4か月間一般の縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4か月以内に、横浜市長に対し、意見書を提出することができる。

令和2年9月25日

横浜市長 林 文子

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

アクロスプラザ東神奈川  
神奈川区西寺尾一丁目729番地ほか

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

大和情報サービス株式会社  
代表取締役 藤田 勝 幸  
東京都千代田区飯田橋2丁目18番2号

(3) 変更した事項

変更した事項	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	株式会社チヨダ 代表取締役 澤 木 祥 二 東京都杉並区荻窪4 丁目30番16号 ほか5者	株式会社チヨダ 代表取締役 杉 山 忠 雄 東京都杉並区荻窪4 丁目30番16号 ほか5者

(4) 変更の年月日

令和2年5月21日

(5) 変更した理由

小売業者の代表者変更のため

2 届出年月日

令和2年8月25日

3 縦覧場所

中区本町6丁目50番地の10  
横浜市経済局市民経済労働部商業振興課

横浜市公告第 529 号

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき、その届出及び添付書類をこの公告の日から4か月間一般の縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4か月以内に、横浜市長に対し、意見書を提出することができる。

令和2年9月25日

横浜市長 林 文子

1 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地  
三井アウトレットパーク横浜ベイサイド  
金沢区白帆2番地の2ほか
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
三井不動産株式会社  
代表取締役 菰田 正 信  
東京都中央区日本橋室町2丁目1番1号

(3) 変更した事項

変更した事項	変更前	変更後
大規模小売店舗の名称及び所在地	(仮称) 三井アウトレットパーク横浜ベイサイド建替計画	三井アウトレットパーク横浜ベイサイド
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	未定	C O L E H A A N J A P A N 合同会社 職務執行者 トーマス・リンコ 東京都港区北青山3 丁目3番11号 ほか 125 者

- (4) 変更の年月日  
令和2年6月1日
- (5) 変更した理由  
店舗名称が確定したため ほか

2 届出年月日

令和2年8月27日

3 縦覧場所

中区本町6丁目50番地の10

横浜市経済局市民経済労働部商業振興課

横浜市公告第530号

横浜市生活環境の保全等に関する条例に基づく条例形質  
変更時要届出区域の指定の一部解除

横浜市生活環境の保全等に関する条例（平成14年12月横浜市条例第58号）第67条第2項の規定に基づき、横浜市生活環境の保全等に関する条例に基づく条例形質変更時要届出区域の指定（令和2年8月横浜市公告第428号）により指定した区域の一部の指定を解除する。

令和2年9月25日

横浜市長 林 文子

- 1 解除する条例形質変更時要届出区域の所在地  
鶴見区生麦二丁目 2,036 番の50の一部
- 2 土壌溶出量基準に適合していなかった特定有害物質の種類  
クロロエチレン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、1, 2-ジクロロエチレン、1, 3-ジクロロプロペン、ジクロロメタン、テトラクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、ベンゼン、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、シアン化合物、水銀及びその化合物、セレン及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物、ほう素及びその化合物、シマジン、チウラム、チオベンカルブ、ポリ塩化ビフェニル、有機りん化合物
- 3 土壌含有量基準に適合していなかった特定有害物質の種類  
カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、シアン化合物、水銀及びその化合物、セレン及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物、ほう素及びその化合物
- 4 講じられた汚染の除去等の措置  
条例土壌汚染状況調査の対象地の土壌汚染のおそれの把握等を省略して条例形質変更時要届出区域に指定された土地について、当該省略した調査の過程を改めて実施した結果、土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合することを確認したため。



横浜市公告第 531 号

公園の一時利用停止

横浜市公園条例（昭和33年3月横浜市条例第11号）第3条第1項の規定に基づき、次のとおり公園の利用を一時停止する。

その関係図面は、横浜市環境創造局公園緑地部公園緑地管理課において一般の縦覧に供する。

令和2年9月25日

横浜市長 林 文 子

公園の名称	位 置	一時利用停止の区域及び面積	一時利用停止の態様	一時利用停止期間
子の前公園	中区日ノ出町2丁目13番の2	別図のとおり 278 m <sup>2</sup>	立入禁止	令和2年10月1日から令和3年2月26日まで
井土ヶ谷中町公園	南区井土ヶ谷中町146番の10	別図のとおり 1,193 m <sup>2</sup>	立入禁止	令和2年10月1日から令和3年2月26日まで
山王下公園	南区永田北三丁目7番	別図のとおり 481 m <sup>2</sup>	立入禁止	令和2年10月1日から令和3年2月26日まで
山王橋公園	南区南太田一丁目7番	別図のとおり 2,542 m <sup>2</sup>	立入禁止	令和2年10月1日から令和3年2月26日まで

別図（省略）

横浜市公告第 532 号

排水設備指定工事店の変更

横浜市排水設備指定工事店規則（平成11年1月横浜市規則第1号）第8条第1項の規定に基づき、排水設備指定工事店を次のとおり変更した旨の届出があった。

令和2年9月25日

横浜市長 林 文 子

変更年月日	指定番号	名称	代表者氏名	営業所所在地
令和2年 7月27日	00848	株式会社小山商会	(新) 小山 将 史	相模原市中央区上溝347番地の8
			(旧) 小山 佳 一	
令和2年 7月1日	30282	有限会社タツミ設備工業	多 積 知 之	(新) 青葉区田奈町49番地の4
				(旧) 相模原市中央区相模原4丁目4番18号

## 横浜市公告第533号

## 横浜国際港都建設計画区域区分等の市素案の公聴会の開催

横浜国際港都建設計画区域区分等の案の素案を作成したので、横浜市都市計画公聴会規則（平成15年3月横浜市規則第36号）第2条の規定に基づき公聴会を開催し、同規則第3条の規定に基づきその案を公衆の縦覧に供する。

公聴会において公述を希望する関係住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに横浜市長に公述申出書を提出することができる。

令和2年9月25日

横浜市長 林 文子

## 1 都市計画の種類及び名称

- (1) 横浜国際港都建設計画区域区分
- (2) 横浜国際港都建設計画用途地域
- (3) 横浜国際港都建設計画高度地区
- (4) 横浜国際港都建設計画防火地域及び準防火地域
- (5) 横浜国際港都建設計画緑化地域
- (6) 横浜国際港都建設計画地区計画  
青葉鴨志田西地区地区計画

## 2 都市計画を定める土地の区域

青葉区鴨志田町地内

## 3 公聴会の日時及び場所

- (1) 日時  
令和2年11月2日午前9時公開開始
- (2) 場所  
横浜市ホームページでの書面による意見の公開  
(新型コロナウイルス感染拡大防止のための措置)

## 4 縦覧期間

令和2年9月25日から令和2年10月9日まで

## 5 縦覧場所及び公述申出書提出先

中区本町6丁目50番地の10  
横浜市建築局企画部都市計画課

## 6 都市計画図書写しの閲覧期間

令和2年9月25日から令和2年10月9日まで

## 7 都市計画図書写しの閲覧場所

青葉区市ケ尾町31番地の4  
横浜市青葉区役所総務部区政推進課

## 横 浜 市 公 告 第 534 号

横 浜 国 際 港 都 建 設 計 画 生 産 緑 地 地 区 の 変 更 案 の 縦 覧

横 浜 国 際 港 都 建 設 計 画 生 産 緑 地 地 区 の 変 更 案 を 作 成 し た の で 、 都 市 計 画 法 ( 昭 和 43 年 法 律 第 100 号 ) 第 21 条 第 2 項 に お い て 準 用 す る 同 法 第 17 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ き 、 そ の 案 を 次 の と お り 公 衆 の 縦 覧 に 供 す る 。

こ の 案 に つ い て 意 見 が あ る 関 係 住 民 及 び 利 害 関 係 人 は 、 縦 覧 期 間 満 了 の 日 ま で に 横 浜 市 長 に 意 見 書 を 提 出 す る こ と が で き る 。

令 和 2 年 9 月 25 日

横 浜 市 長 林 文 子

## 1 都 市 計 画 の 種 類

横 浜 国 際 港 都 建 設 計 画 生 産 緑 地 地 区

## 2 都 市 計 画 を 定 め る 土 地 の 区 域

## (1) 追 加 す る 部 分

港 北 区 綱 島 上 町 地 内 及 び 青 葉 区 恩 田 町 地 内

## (2) 削 除 す る 部 分

港 北 区 大 倉 山 四 丁 目 地 内 、 緑 区 長 津 田 み な み 台 七 丁 目 及 び 東 本 郷 六 丁 目 地 内 、 都 筑 区 牛 久 保 一 丁 目 地 内 並 び に 泉 区 下 和 泉 一 丁 目 地 内

## (3) 変 更 す る 部 分

港 南 区 下 永 谷 六 丁 目 地 内 、 保 土 ヶ 谷 区 坂 本 町 、 藤 塚 町 及 び 仏 向 町 地 内 、 旭 区 白 根 五 丁 目 及 び 南 本 宿 町 地 内 、 磯 子 区 上 中 里 町 地 内 、 金 沢 区 釜 利 谷 東 七 丁 目 地 内 、 港 北 区 小 机 町 、 新 吉 田 東 五 丁 目 及 び 新 羽 町 地 内 、 緑 区 鴨 居 六 丁 目 、 長 津 田 町 及 び 三 保 町 地 内 、 青 葉 区 あ か ね 台 二 丁 目 、 美 し が 丘 西 三 丁 目 、 荏 子 田 一 丁 目 、 大 場 町 、 新 石 川 四 丁 目 及 び す み よ し 台 地 内 、 都 筑 区 牛 久 保 二 丁 目 、 北 山 田 三 丁 目 、 北 山 田 六 丁 目 、 茅 ヶ 崎 南 三 丁 目 及 び 南 山 田 三 丁 目 地 内 、 戸 塚 区 柏 尾 町 及 び 品 濃 町 地 内 、 栄 区 笠 間 二 丁 目 地 内 、 泉 区 下 和 泉 二 丁 目 地 内 並 び に 瀬 谷 区 相 沢 二 丁 目 、 阿 久 和 西 四 丁 目 、 下 瀬 谷 二 丁 目 、 中 屋 敷 一 丁 目 、 橋 戸 二 丁 目 及 び 二 ツ 橋 町 地 内

## 3 縦 覧 期 間

令 和 2 年 9 月 25 日 か ら 令 和 2 年 10 月 9 日 ま で

## 4 縦 覧 場 所 及 び 意 見 書 提 出 先

中 区 本 町 6 丁 目 50 番 地 の 10

横 浜 市 建 築 局 企 画 部 都 市 計 画 課

## 横 浜 市 公 告 第 535 号

開 発 行 為 に 関 す る 工 事 の 完 了  
都 市 計 画 法 ( 昭 和 43 年 法 律 第 100 号 ) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次  
の 開 発 行 為 に 関 す る 工 事 が 完 了 し た 。  
令 和 2 年 9 月 25 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号  
令 和 元 年 12 月 11 日 第 31 開 604 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名  
西 区 楠 町 9 番 地 の 7  
株 式 会 社 サ ン ラ イ ズ エ ス テ ー ト  
代 表 取 締 役 村 上 栄 二
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称  
港 南 区 日 野 南 一 丁 目 4,837 番 の 5 か ら 4,837 番 の 13 ま で

## 横 浜 市 公 告 第 536 号

開 発 行 為 に 関 する 工 事 の 完 了  
都 市 計 画 法 ( 昭 和 43 年 法 律 第 100 号 ) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次  
の 開 発 行 為 に 関 する 工 事 が 完 了 し た 。

令 和 2 年 9 月 25 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号  
令 和 2 年 1 月 30 日 第 31 開 1114 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名  
千 葉 県 木 更 津 市 文 京 3 丁 目 1 番 50 号  
吉 村 コ ン セ ク タ ー 株 式 会 社  
代 表 取 締 役 吉 村 和 夫
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称  
港 北 区 下 田 町 三 丁 目 382 番 の 1 、 382 番 の 3 の 一 部 、 382 番 の  
4 4 から 382 番 の 13 ま で 、 476 番 の 1 の 一 部 、 476 番 の 3 の 一 部 、  
505 番 の 1 の 一 部 、 505 番 の 2 の 一 部 、 506 番 の 1 の 一 部 及 び 50  
6 6 番 の 2 の 一 部

## 横 浜 市 公 告 第 537 号

建 築 基 準 法 に 基 づ く 指 定 道 路 の 一 部 廃 止

建 築 基 準 法 （ 昭 和 25 年 法 律 第 201 号 ） 第 42 条 第 2 項 の 規 定 に 基 づ  
く 指 定 道 路 の 一 部 を 、 次 の と お り 廃 止 し た 。

令 和 2 年 9 月 25 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 廃 止 年 月 日  
令 和 2 年 9 月 11 日
- 2 廃 止 部 分 の 道 路 の 幅 員  
4.00 m
- 3 廃 止 部 分 の 道 路 の 延 長  
12.16 m
- 4 廃 止 の 場 所  
西 区 西 戸 部 町 1 丁 目 3 番 の 5 、 4 番 の 2 の 各 一 部
- 5 申 請 者 の 氏 名  
宮 崎 大 地

## 横 浜 市 公 告 第 538 号

建 築 基 準 法 に 基 づ く 指 定 道 路 の 一 部 廃 止

建 築 基 準 法 （ 昭 和 25 年 法 律 第 201 号 ） 第 42 条 第 1 項 第 5 号 の 規 定  
に 基 づ く 指 定 道 路 の 一 部 を 、 次 の と お り 廃 止 し た 。

そ の 関 係 図 面 は 、 横 浜 市 建 築 局 建 築 指 導 部 情 報 相 談 課 に お い て 一  
般 の 縦 覧 に 供 す る 。

令 和 2 年 9 月 25 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 一 部 廃 止 す る 道 路 の 指 定 番 号  
第 43 ・ 36 号
- 2 廃 止 年 月 日  
令 和 2 年 9 月 9 日
- 3 廃 止 部 分 の 道 路 の 幅 員  
4.50 m
- 4 廃 止 部 分 の 道 路 の 延 長  
200.65 m
- 5 廃 止 の 場 所  
南 区 永 田 山 王 台 1,833 番 の 263 地 先 から 1,835 番 の 17 地 先 まで



## 横 浜 市 公 告 第 539 号

建 築 基 準 法 に 基 づ く 指 定 道 路 の 一 部 廃 止

建 築 基 準 法 （ 昭 和 25 年 法 律 第 201 号 ） 第 42 条 第 1 項 第 5 号 の 規 定  
に 基 づ く 指 定 道 路 の 一 部 を 、 次 の と お り 廃 止 し た 。

そ の 関 係 図 面 は 、 横 浜 市 建 築 局 建 築 指 導 部 情 報 相 談 課 に お い て 一  
般 の 縦 覧 に 供 す る 。

令 和 2 年 9 月 25 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 一 部 廃 止 す る 道 路 の 指 定 番 号  
第 39 ・ 37 号
- 2 廃 止 年 月 日  
令 和 2 年 9 月 9 日
- 3 廃 止 部 分 の 道 路 の 幅 員  
7.00 m
- 4 廃 止 部 分 の 道 路 の 延 長  
23.50 m
- 5 廃 止 の 場 所  
港 南 区 東 永 谷 三 丁 目 1,497 番 の 1 の 一 部

横 浜 市 公 告 第 540 号

総合的設計による同一敷地内建築物の認定に係る一団地内における同一敷地内建築物以外の建築物の認定  
 建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条の2第1項の規定に基づき、総合的設計による同一敷地内建築物の認定に係る一団地内における同一敷地内建築物以外の建築物の位置及び構造を次のとおり認定した。

令和2年9月25日

横 浜 市 長 林 文 子

認定年月日	認定番号	一 団 地	申 請 者
令和2年 9月10日	第1076号	保土ヶ谷区岩井町12 3番の2ほか	横 浜 市 長 林 文 子

区 告 示

金 沢 区 告 示 第 11 号 （ 令 和 2 年 9 月 9 日 掲 示 済 ）

認 可 地 縁 団 体 の 告 示 事 項 の 変 更

地 方 自 治 法 （ 昭 和 22 年 法 律 第 67 号 ） 第 260 条 の 2 第 11 項 の 規 定 に  
基 づ き 、 西 富 岡 町 内 会 か ら 次 の と お り 変 更 し た 旨 の 届 出 が あ っ た 。

令 和 2 年 9 月 9 日

横 浜 市 金 沢 区 長 永 井 京 子

変 更 し た 事 項	変 更 前	変 更 後
代 表 者 の 氏 名	梅 原 秀 俊	金 子 彰
及 び 住 所	金 沢 区 富 岡 西 五 丁 目 45 番 11 号	金 沢 区 富 岡 西 五 丁 目 41 番 10 号

金 沢 区 告 示 第 12 号 （ 令 和 2 年 9 月 9 日 掲 示 済 ）

認 可 地 縁 団 体 の 告 示 事 項 の 変 更

地 方 自 治 法 （ 昭 和 22 年 法 律 第 67 号 ） 第 260 条 の 2 第 11 項 の 規 定 に  
基 づ き 、 大 道 町 内 会 か ら 次 の と お り 変 更 し た 旨 の 届 出 が あ っ た 。

令 和 2 年 9 月 9 日

横 浜 市 金 沢 区 長 永 井 京 子

変 更 し た 事 項	変 更 前	変 更 後
代 表 者 の 氏 名 及 び 住 所	長 谷 川 俊 光 金 沢 区 大 道 一 丁 目 12 番 28 号	佐 藤 邦 彦 金 沢 区 大 道 一 丁 目 4 番 5 号

戸塚区告示第16号（令和2年9月10日掲示済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、芹ヶ丘自治会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和2年9月10日

横浜市戸塚区長 吉 泉 英 紀

変更した事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	曾 根 よしみ 戸塚区平戸町 1,097 番地の 159	櫻 井 條 太 戸塚区平戸町 1,097 番地の 19

栄区告示第21号

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、小山台町内会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和2年9月25日

横浜市栄区長 富士田

学

変更した事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	元 石 泰 博 栄区小山台一丁目6 番3号	沖 田 孝 雄 栄区小山台一丁目28 番18号

---

そ の 他

---

地 方 公 務 員 災 害 補 償 基 金  
横 浜 市 支 部 達 第 1 号

庁 中 一 般

地 方 公 務 員 災 害 補 償 基 金 横 浜 市 支 部 業 務 規 程 ( 昭 和 43 年 8 月 横 浜  
市 支 部 達 第 1 号 ) の 一 部 を 次 の よう に 改 正 す る 。

令 和 2 年 9 月 25 日

地 方 公 務 員 災 害 補 償 基 金

横 浜 市 支 部 長 林 文 子

第 15 条 を 第 16 条 と し、 第 14 条 を 第 15 条 と し、 第 13 条 を 第 14 条 と し  
、 第 12 条 の 次 に 次 の 1 条 を 加 え る 。

( 押 印 手 続 )

第 13 条 公 印 を 使 用 す る 場 合 は、 次 に 定 め る と ころ に よ ら な け れ ば  
な ら な い 。

(1) 公 印 を 使 用 し よ う と す る 者 は、 押 印 を 必 要 と す る 文 書 に  
決 裁 文 書 を 添 え て、 管 守 者 又 は 管 守 補 助 者 に 提 示 し な け れ  
ば な ら な い 。

(2) 管 守 者 又 は 管 守 補 助 者 は、 前 号 の 規 定 に よ り 提 示 さ れ た  
文 書 を 審 査 し、 押 印 を 適 当 と 認 め た と き は、 決 裁 文 書 に 認  
印 し、 又 は 署 名 し た 上、 押 印 さ せ な け れ ば な ら な い 。

(3) 公 印 を 使 用 す る 者 は、 公 印 を て い ね い に 取 り 扱 い、 鮮 明  
に 押 印 し な け れ ば な ら な い 。

附 則

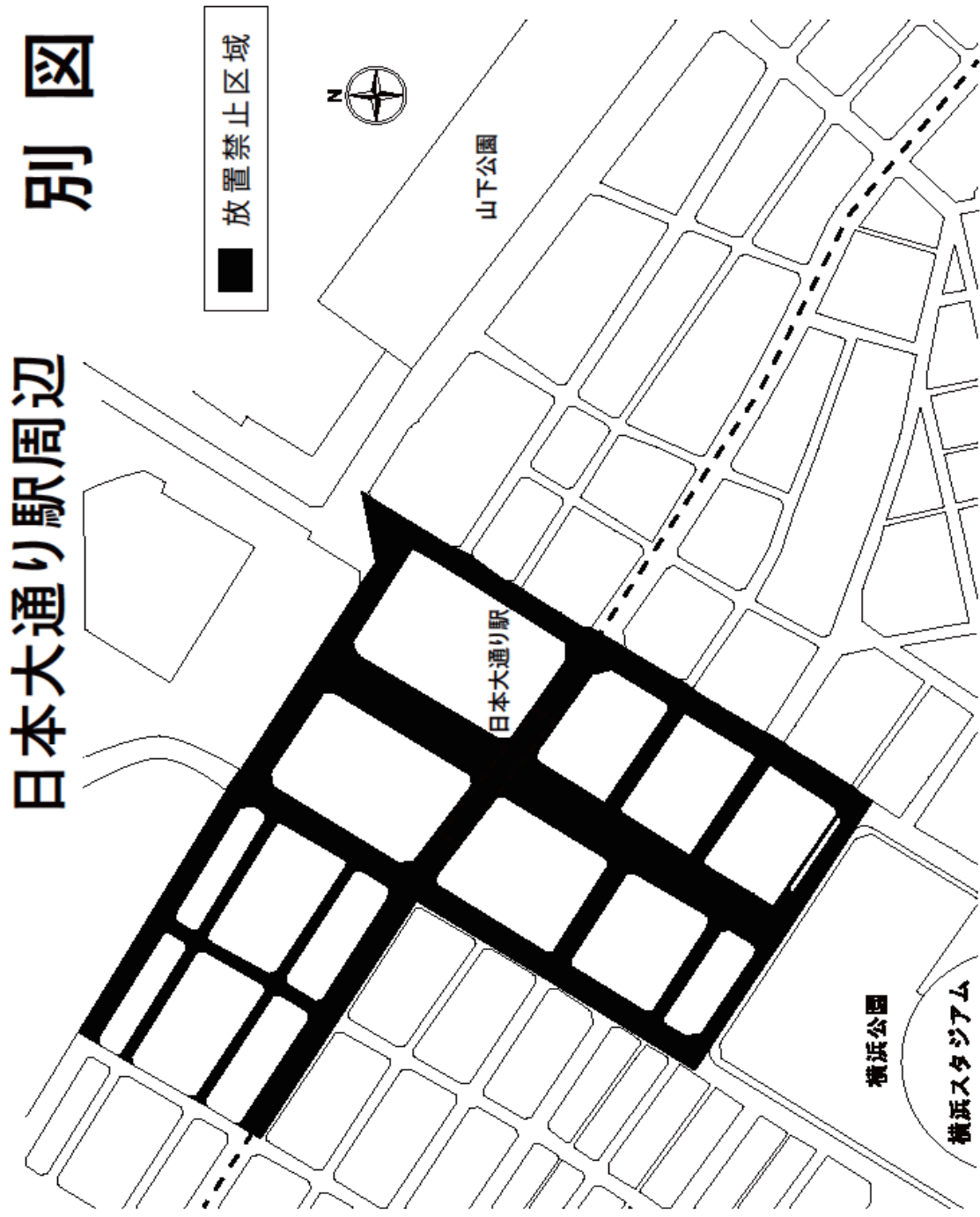
こ の 規 程 は、 令 和 2 年 10 月 1 日 か ら 施 行 す る 。

正誤

令和2年定期第44号92ページ上から24行目「有」は「有 大川内  
浩 幸 南区白金町1丁目4番地の1」の誤り。

令和2年定期第45号42ページの図

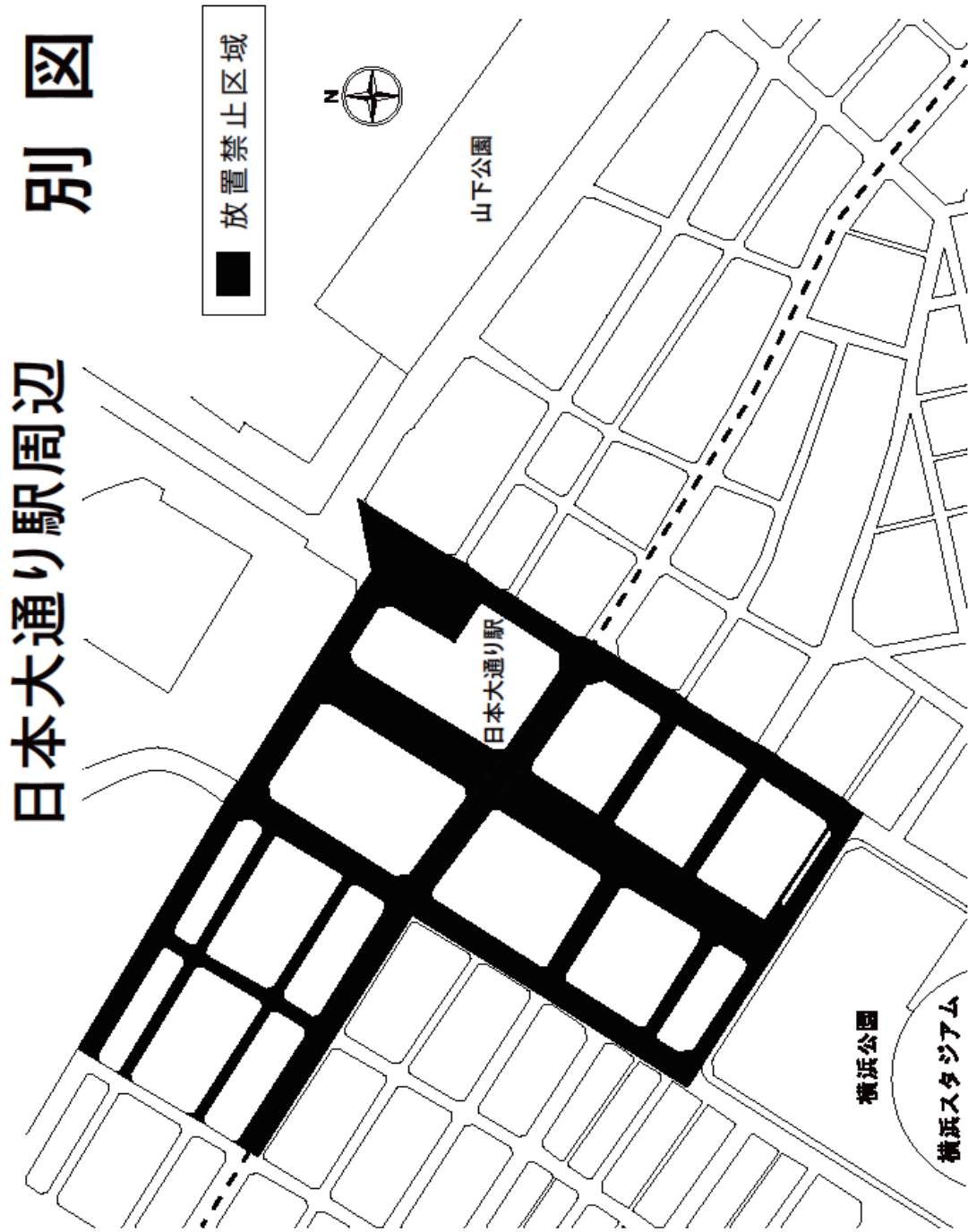
「



」



は  
「



の誤り。

」